様式第7（第4条第5項）

（日本工業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号
郵便番号
住所
電話番号（　）　－
商号又は名称
氏名　印
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金取戻届出書

年　月　日付で承認を受けた発行保証金の取戻しを行ったので、前払式支払手段発行保証金規則第4条第5項の規定により届け出ます。

（記載上の注意）

第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

様式第8（第5条）

（日本工業規格A4）

申立書

1．債権者の名称及び住所
2．債権額
3．債権発生の原因たる事実
4．その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律施行令第11条第1項の規定により権利の実行の申立てをします。

年　月　日

住所
氏名　印
（名称及び代表者の役職氏名）

財務（支）局長　殿

様式第9（第6条）

（日本工業規格A4）

申出書

1．債権者の名称及び住所
2．債権額
3．債権発生の原因たる事実
4．その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律第31条第2項の規定により債権の申出をします。

年　月　日

住所
氏名　印
（名称及び代表者の役職氏名）

財務（支）局長　殿

様式第10（第15条第2項）

（日本工業規格A4）

通知書

支払委託書のとおり供託物の配当をしたため、あなたの発行保証金に　円の不足を生じたので、速やかに、上記不足額を供託して下さい。

年　月　日

財務（支）局長　印

住所
何　某殿

○内閣府令・法務省令第五号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、資金移動業履行保証金規則を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

資金移動業履行保証金規則

（履行保証金の取戻し）

第一条　資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の承認をしたときは、様式第二により作成した履行保証金取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

3　前項の履行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、履行保証金の取戻しをした場合には、遅滞なく、様式第三により作成した履行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明された書類を当該届出書に添付しなければならない。

（供託物払渡請求書の添付書面）

第二条　法第四十七条の規定により履行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた履行保証金取戻承認書をもって足りる。

（履行保証金の保管替え等）

第三条　金銭のみをもって履行保証金を供託している者は、当該履行保証金に係る資金移動業者（法第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）の本店（同条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、当該履行保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該資金移動業者の本店の最寄りの供託所への当該履行保証金の保管替えを請求しなければならない。

2　法第四十三条第三項に規定する債券又はその債券及び金銭をもって履行保証金を供託している資金移動業者は、本店の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、当該履行保証金と同額の履行保証金を所在地変更後の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。